

独自基準の概要

条 例 名	鹿児島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	
関係法律名	介護保険法	
条例委任された事項	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等	
独自基準の内容	国の基準又は規定（抜粋）	県の基準又は規定（抜粋）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に対する提供されるサービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない。 ・ サービスの提供に関する記録の保存期間2年間 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 国の基準に追加して利用者に対する虐待防止及び利用者の権利擁護に努めなければならない旨を規定 ⇒ サービスの提供に関する記録のうち算定に必要とされる報酬関係の記録の保存期間5年間
設定理由，目的，想定される効果	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者の尊厳の保持を図る。 ② 保険者の介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効が5年間であることから記録保存期間を一致させた。 	